

学校伝染病の取り扱いについて

2021年4月改定

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスによるものに限る)	
鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)		
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)		
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の伝染病	

※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)

○第2種の伝染病(結核を除く)にかかった人は、それぞれの伝染病ごとに出席停止期間を定めていますが、病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません。

○以上の病気は、学校保健法施行規則第19条および20条によって、他の児童にうつる恐れのある間は登校できないことになっています。病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められ登校する時には、登校許可証を提出してください。

## 登校許可証

尼崎市若王寺2丁目18番2号  
百合学院小学校

年 組 児童名

病名

上記の診断で、 年 月 日～ 年 月 日まで療養中でしたが、  
主要症状が消退し、伝染のおそれがないものと認め、登校を許可します。

年 月 日

医療機関名称及び所在地

医師名

印

-----キリトリ-----

## 登校許可証

尼崎市若王寺2丁目18番2号  
百合学院小学校

年 組 児童名

病名

上記の診断で、 年 月 日～ 年 月 日まで療養中でしたが、  
主要症状が消退し、伝染のおそれがないものと認め、登校を許可します。

年 月 日

医療機関名称及び所在地

医師名

印